



地下水保全条例が変わります。

私たちにとって貴重な資源である地下水を守る（水源保護、水質保全、水量維持）ために条例を決めていましたが、より強く地下水を守るために変更します。

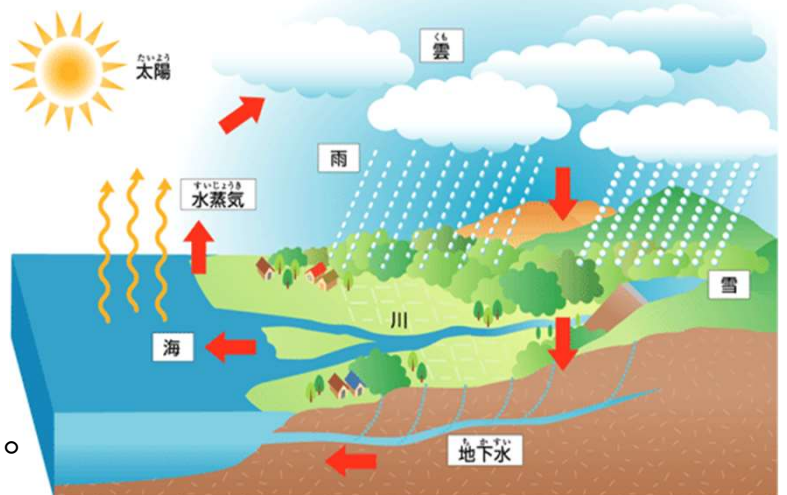
(1) 条例の適用地域を旧西条市域から市全域に拡大します。

(2) 廃棄物処分場などを作る時に市役所と事前協議が必要な対象地域を一部の地域から市全域に拡大します。（資料1）

(3) 将来的な施策により、水源となる森林や地下水が浸透する平野を守るために、エリア（涵養域と水源域）を指定します。（資料2,3）

(4) 「**地域公水**」という理念を盛り込みます。
地下水はみんなのものです。
みんなで守りましょう。（資料3）

(5) 「**育水**」という考え方を盛り込みます。
水は、雨、川、地下水、海、雲のように姿を変えて私たちの周りを回っています。使った水は、きれいにして流しましょう。



(6) 有害物質などで地下水を汚した時の対応を盛り込みます。
汚したひとに、もとのとおり綺麗にしてもらいます。

